

## 第25回熊本地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時等

- 1 日 時 平成23年11月30日（水）午後1時から午後4時45分まで
- 2 場 所 熊本地方裁判所八代支部
- 3 出席者
  - （委 員）大島 透、岡本哲人、工藤勇参、藏野信也、高山悦子、立石邦子、中村信二、中村芳則、難波孝一（委員長）、西村まりこ、山崎広道
  - （参列者）熊本地裁八代支部長、会計課長、熊本地裁八代支部庶務課長
  - （庶 務）総務課長、庶務係長（書記）

### 第2 議事概要

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 新任委員の紹介
- 4 庁舎視察

※ 庁舎視察に先立ち、新庁舎のコンセプトである、「人とつながる」、「街とつながる」、「自然とつながる」について会計課長から説明を行った。

- 5 意見交換

（裁判所）

新庁舎を視察いただいた御感想はいかがだったでしょうか。

議事に入る前に、実際に新庁舎を使用している八代支部長から、庁舎の使い勝手などについて、話をしてください。

（裁判所）

私は、新庁舎が落成したこの4月に異動して参りました。新庁舎はかなりすばらしいとの話を聞いておりましたが、予想以上に立派なもので、今まで勤務したどの庁舎よりもすばらしいと感じています。

具体的には、まず、玄関ホールが広く取られており開放感があります。また、吹き抜けからの採光により明るい雰囲気があります。

法廷も同様に広いスペースが確保され、また、大きめの窓があるため、明るい法廷となっています。窓のない法廷も多いのですが、この庁舎で仮に停電となつた場合でも、窓からの採光により、当事者の安全も確保しやすいと感じています。また、法廷は、裁判官の数と同数が確保され、法廷が足りないため期日を調整する必要もありません。

裁判所では、来庁者の安全に特に気を遣っているところですが、ドメスティックバイオレンス事件関係や、家事事件などの関係者が顔を合わせないような配慮をする事件にも対応しやすい環境になっており、現在までセキュリティ一面で問題となるような事案もありません。

(地裁委員)

裁判を八代支部で行うのか、熊本の裁判所で行うかはどのようにして決めるのですか。例えば、裁判で請求する金額の高さで決めたりするのでしょうか。

(裁判所)

事件をどこの裁判所で扱うかについては「管轄」というのですが、あらかじめ決められています。例えば民事でいうと、一般的には裁判を起こそうとする相手方が八代支部の土地管轄内に住んでいれば、八代支部で裁判を行うことになります。しかしながら、事案が複雑な場合などで、合議体で裁判をする方が相当と判断される事案などについては、回付といって、熊本の本庁で裁判を行うこともあります。求める金額の高さによって決められるものではありません。

刑事については、検察官の委員がおられるので、その方に伺ってみましょう。

(地裁委員)

刑事事件の場合、犯罪地又は被疑者の住所等の現在地によります。通常犯罪地の警察が事件を捜査することから、対応する裁判所に起訴することが原則ですが、一定の事件については本庁で行うことがあります。民事と同様、事案に

よって、熊本の本庁で行うこともあります。

(地裁委員)

私もこの庁舎の印象として、まず、明るいと感じました。不安を抱えて来庁される当事者には、この明るい庁舎はとてもよい造りになっていると思います。

私は、弁護士として感じるのは、2階には申立人用・相手方用と控え室が二つあるものの、1階には待合室が一つしかありません。1階の待合室では原告と被告が顔を合わせてしまい気まずい思いをしてしまうのではないか。

また、2階の待合室についても、男女別に分けてもらうことはできないでしょうか。先程、家裁の書記官にお尋ねしたところ、離婚などの夫婦関係調整事件の場合など、男女別に控え室を分けるような運用はなされているようでした

(裁判所)

その点につきましては、色々な工夫をして弾力的に運用しているところです。例えば、申立人と相手方の呼出しの時間をずらしたり、一方当事者が調停室等に入室したことが確認できてから、裁判所以外の別の場所で待機している反対当事者に連絡した上で来庁してもらう方法もあります。さらに、待機場所を1階と3階にするなど事案に応じて柔軟に対応しています。

(地裁委員)

今までのところで、当事者から、顔を合わせたくない当事者とバッティングしたとの苦情等はありませんか。

(裁判所)

今までのところ、そのような事案はありません。事前に問題となるような状況があることが分かっていれば、それなりの配慮はできますし、スペース的にも十分確保できています。

(地裁委員)

私も、この庁舎は明るいという印象を持ちました。ところで、この八代支部

では、何人の裁判官や職員の方がおられますか。

(裁判所)

裁判官3名及び一般職員25名おります。

(地裁委員)

刑事の法廷にも窓がありますか。

(裁判所)

窓があります。

(地裁委員)

その窓は開きますか。

(裁判所)

開きます。

(地裁委員)

例えば、その窓から被告人が飛び降りたりする危険はないのでしょうか。逃走の危険性については、考慮いただきたい。

#### 《法廷の窓の仕様について》

- 窓ガラスについては、網入りのガラスを使用
- 窓の鍵については、通常のクレセント錠ではなく、開く際に鍵を要するタイプを使用
- 転落防止のため、内側に手すりを設置

(地裁委員)

私は調停委員をしておりますので、一般の来庁者の方と接する機会が特に多いのですが、やはり、一般の方には裁判所というのは非常に敷居の高いところという印象を持っておられる方が非常に多くいらっしゃいます。

今回の庁舎の建て直しにより、その当たりの意識が変わったような当事者が

らの反応はありましたか。

(地裁委員)

裁判所に対する、敷居の高さのような意識は、裁判官、調停委員が今後とも努力して変えていく必要があるのではないかと思っています。

(地裁委員)

この新庁舎は旧庁舎と比較して広さは変わりましたか。

(裁判所)

広くなっています。具体的には、建築面積について、旧庁舎が811平方メートルであったのに対し、新庁舎は約1063平方メートルとなり、延べ床面積について、旧庁舎が2075平方メートルであったのに対し、新庁舎は約3161平方メートルとなります。

また、旧庁舎はいわゆるビル管理法の適用除外建物でしたが、新庁舎はビル管理法の適用建物として、空気、飲料水、排水、害虫の防除及び清掃等に関して、環境基準を遵守しなければなりませんので、それらに対する対策も行っています。

(地裁委員)

什器や備品の関係で、先程の視察の中で、少年審判庭のテーブルに若干傷んだところがありましたが、新庁舎に併せて新調されたわけではないのですか。

(裁判所)

限られた予算の中で、辛抱すべきところは辛抱して使用してもらっていますが更新時期が到来したものについては、緊急性等を考慮して順次更新していく予定です。

(地裁委員)

庁舎のセキュリティ一面はどうなっているのでしょうか。

(裁判所)

いわゆる機械警備を採用しており、勤務時間外で職員がいないときに不審者

が侵入してきたような場合には、すぐに警備会社が駆けつけるようになっており、セキュリティーの面でも十分配慮がなされているところです。

(地裁委員)

最近は、新幹線など全面禁煙のところが随分増えてきましたが、この新庁舎も全面禁煙でしょうか。

(裁判所)

喫煙場所は、構内（屋外）に確保しております。

(裁判所)

本日は八代支部新庁舎について、さまざまな御意見を頂き、ありがとうございました。今回頂いた御意見を参考によりよい庁舎となるよう努力して参りたいと考えます。

それでは、皆様からの御都合等をお聞きした上で、次回の期日及びテーマについては、平成24年5月23日（水）午後1時30分から「裁判員裁判のその後の状況について」として開催させていただきます。